

公 示

次のとおり、公募します。

令和 8 年 1 月 29 日

支出負担行為担当官

鹿児島労働局総務部長 堀池 岳

1 公募内容

(1) 業務名

令和 8 年度 鹿児島労働局管下 9 官署における自家用電気工作物保安管理業務

(2) 業務の趣旨

電気事業法に定められた自家用電気工作物を設置し、保安管理を実施する必要があるため。

(3) 業務の内容

仕様書のとおり。

※ 仕様書について疑義がある場合は、下記担当者まで連絡すること。

2 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条各号に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中ではないこと。
- (4) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあっては、この入札の入札書提出期限の直近 2 年間に次の（⑤及び⑥については 2 保険年度）保険料について滞納がないこと。
 - ① 厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）
 - ③ 船員保険 ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険
- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (6) 過去 1 年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていない者であること。

3 特殊な方法及び施設等の条件

- (1) 保安業務担当者として、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 44 条に定める電気主任技術者免状を交付されている者を配備可能であること。

4 公募内容等の条件を満たす旨の意思表示

この公募内容等の条件を満たしている者で、参加を希望する者は、以下により意思表示を行うこと。

- (1) 意思表示期限 令和 8 年 2 月 13 日（金） 15 時まで
- (2) 意思表示方法 メール又は郵送（期限まで必着、持参も可）
- (3) 意思表示先 鹿児島労働局 総務部 総務課 会計第一係 担当 永井野
- (4) 意思表示様式 様式任意（下記の要件を明示すること）
上記 2 「公募に参加する者に必要な資格に関する事項」の 6 項目等について該当していない旨。
※ 参考として様式例を仕様書の最終頁に掲載

5 その他

公募の結果、参加者が複数の場合、一般競争入札により落札者を決定するものとする。

【問い合わせ先】

住 所：〒892-8535
鹿児島市山下町13番21号 鹿児島合同庁舎2階
担 当：鹿児島労働局 総務部 総務課 会計第一係 担当 永井野
電 話：099-223-8275
メール：nagaino-yuudai.9g3@mhlw.go.jp

仕様書

1 目的

本仕様書は、鹿児島労働局が設置した自家用電気工作物の保安管理業務契約の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

2 保安管理業務の従事者

保安管理業務を行う電気管理技術者は別紙1に記載する電気管理技術者（以下「電気管理技術者」という）のとおりとする。

3 保安管理業務の対象

保安管理業務の対象となる電気工作物は、別紙2「電気工作物の概要」（以下「別紙」という。）のとおりとする。

4 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

ただし、国分公共職業安定所については、令和8年11月30日までとする。

5 保安管理業務の内容

(1) 保安管理業務は、委託者の定める保安規程に基づいて行い、その内容は次のとおりとする。
なお、保安管理業務の実施にあたり、電気管理技術者は委託者に電気工作物の異常等についての問診を行い、異常があった場合には、その異常箇所についても点検を行うこと。

ア 点検の種類及び実施回数

① 月次点検は、主として施設の運転中に行う点検、測定及び試験をいい、経済産業省告示第249号第4条に基づいた点検頻度を電気管理技術者と協議し、決定した点検頻度を別紙の月次点検頻度欄に定め、行うこと。また、点検を行ったときは、電気設備点検結果報告書により遅滞なく報告すること。

② 年次点検は、主として施設の運転を停止して行う精密な点検、測定及び試験をいい、年1回行うこと。この場合、原則として月次点検も併せて行うこと。また、年次点検の点検結果報告書には、各拠点における高圧設備にて使用している「高圧機器の使用年数」および「分電盤配置図」を記載すること。

③ 臨時点検は、異常発生した場合等、原因探求等のために行なう点検、測定及び試験をいい、必要の都度行うこと。

④ 工事期間中の点検は、電気工作物の設置、変更の工事期間中において、工事期間中でなければ点検できない箇所を重点的に行なう点検をいい、週1回以上行うこと。

⑤ 竣工検査は、電気工作物の設置、変更の工事が完了した場合において、関係法令等に基づき施工されているか確認する精密な点検、測定及び試験をいい、必要の都度行なうこと。

イ 電気事故その他電気工作物に異常が発生し、又は発生する恐れがある場合は、委託者の通知に基づいて電気管理技術者は現状の確認、送電停止、電気工作物の切り離し等に関する指示を行い、電気管理技術者は事故・異常の状況に応じて、臨時点検を行うこととし、事故・異常の原因が判明した場合に電気管理技術者は、同様の事故・異常を再発させない

ための対策について、委託者に指示又は助言を行うこと。又、電気事故報告規則に基づく事故報告を行う必要がある場合、電気管理技術者は委託者に対し事故報告するよう指示を行うこと。

ウ 電気工作物の維持及び運用について、定期的な点検、測定及び試験を行い、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項その他必要な事項がある場合は、適正になされるように指導助言を行うこと。

エ 電気工作物の設置又は変更の工事について、設計の審査、法令に基づく工事期間中の点検、竣工検査を実施し電気の保安にかかる必要な助言を行うこと。

オ 法令に定める官庁検査の立ち会い並びに電気事業者及び委託者の要請による立ち会いを行うこと。

カ その他、所轄官庁、電気事業者等への諸手続き、書類の作成等の指導及び施設図面等の整理を行うこと。

キ 変圧器、電力用コンデンサー、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器及びOFケーブルが、「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）」に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するかどうか確認を行い、その結果について甲に報告すること。

なお、ポリ塩化ビフェニル（PCB）含有検査に要する諸費用は、別途委託者の負担とする。

(2) 委託者は、保安管理業務のうち、次に掲げる設備等電気管理技術者が実施できない電気工作物の点検、測定及び検査の全部又は一部を電気管理技術者の監督の下、委託者又は、電気工事業者、機器製造業者等必要な専門の知識及び技術を有するものに委託者の負担において行うこととし、電気管理技術者は委託者の要請等必要によりこれに立会うこと。なお、電気管理技術者はその記録等を確認し、委託者に対し必要な助言を行うこと。

ア 設備の特殊性のため専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な自家用電気工作物（次のa.からe.までのいずれかに該当する自家用電気工作物）

- a. 建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第3項の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備
- b. 消防法（昭和25年法律第186号）第17条の3の3の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等
- c. 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第45条第2項の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械
- d. 機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器（医療用機器、オートメーション化された工作機械群等）
- e. 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器（密閉型防爆構造機器等）

イ 設置場所の特殊性のため、乙が点検を行うことが困難な自家用電気工作物（次のa.からe.までのいずれかの場所に設置される自家用電気工作物）

- a. 立入に危険を伴う場所（酸素欠乏危険場所、有毒ガス発生場所、高所での危険作業を伴う場所、放射線管理区域等）
- b. 情報管理のため立入が制限される場所（機密文書保管室、研究室、金庫室、電算室等）
- c. 衛生管理のため立入が制限される場所（手術室、無菌室、新生児室、クリーンルーム等）
- d. 機密管理のため立入が制限される場所（独居房等）
- e. 立入に専門家による特殊な作業を要する場所（密閉場所等）

ウ 事業場外で使用されている可搬型機器である自家用電気工作物

エ 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物

6 電気管理技術者の資格等

- (1) 電気管理技術者は保安管理業務を実施する者（以下「電気管理技術者」という。）には、電気事業法施行規則に適合するものをあてること。
- (2) 電気管理技術者は、保安管理業務に従事する資格を有する証明書を常に携行することとし、点検時に委託者はこれを確認する。ただし、緊急の場合においてはこの限りではない。
- (3) 電気管理技術者は、必要に応じ他の電気管理技術者（以下「保安業務従事者」という。）に、保安管理業務の一部を実施させることができる。
- (4) 電気管理技術者及び保安業務従事者（以下「電気管理技術者等」という。）は、保安管理業務を自ら実施すること。ただし、必要に応じ補助者を同行し補助させることができる。
- (5) 電気管理技術者は電気管理技術者等を電気管理技術者の事業所への連絡方法とともに、書面をもって委託者に通知することとし、委託者はその内容を確認する。
- (6) 電気管理技術者は電気管理技術者等の変更を行う必要が生じた場合は、書面をもって委託者に通知すること。

7 委託者及び電気管理技術者相互の協力、義務及び通知

- (1) 委託者は電気管理技術者が保安管理業務の実施にあたり、電気管理技術者が報告、助言した事項又は委託者と協議決定した事項について尊重する。
- (2) 電気管理技術者は保安管理業務を誠実に行うこと。
- (3) 委託者及び電気管理技術者相互は次に掲げる場合は、速やかに通知し合うこととする。
 - ア 委託者は電気事故その他委託者の設置する電気工作物に異常が発生し、又は発生するおそれがある場合
 - イ 電気設備異常にに関する警報装置等が警報を発した場合
 - ウ 委託者の電気工作物の設置、変更、修繕工事等を実施しようとする場合
 - エ 委託者が連絡責任者を決定又は変更する場合
 - オ 委託者又は委託者の事業場の名称及び所在地の変更があった場合
 - カ 事業場構内の改造、模様替等を実施しようとする場合
 - キ その他の必要な場合

8 記録の保存

電気管理技術者の電気管理技術者等が実施した保安管理業務終了後には結果を委託者に報告するとともに、その実施者名及び報告助言した事項等の記録は、委託者及び電気管理技術者確認のうえ、双方において保存することとする。

9 適用法令及び九州産業保安監督部長への申請、届出等

- (1) 適用法令等
契約の履行にあたって、次の関係法令等に基づいて業務を行うこと。
 - ① 電気事業法
 - ② 労働安全衛生法
- (2) 九州産業保安監督部長への申請、届出等
① 契約の履行上必要な九州産業保安監督部長への申請、届出等の諸手続きは、電気管理技術者は委託者の要請を受けて速やかに行うこと。

なお、必要に応じて電気管理技術者は委託者に対し、電気事業法第107条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告書の作成及び手続きに関する助言を行うこと。

- ② 前項の申請・届出に対して2ヶ月以内に承認が得られなかった場合又は契約期間内に電気管理技術者に起因して、承認が取り消された場合は、委託者は契約を解除できる。

10 機械器具の保有

- ① 電気管理技術者は電気事業法施行規則第52条2項に定められた機械器具を有していること。
- ② 電気管理技術者が業務に使用する測定機器は国家基準を満たした方法で校正・誤差試験を実施すること。
- ③ 前項の測定機器の校正・誤差試験の記録は委託者の求めがあったとき、直ちに開示しなければならない。又、合格品は校正試験合格シールを添付し実施日を明示すること。

11 安全管理

- ① 安全の確保

業務の実施にあたっては労働安全衛生規則、電気事業法等の関連法規を遵守し安全の確保に努めなければならない。

- ② 単独作業の禁止

高圧電路の停電、送電操作を伴う作業、高圧近接作業、又は高所作業を行う場合は安全の確保のため監視者をおいて複数で作業を実施すること。

12 電気事故時における対応及び体制

- ① 電気管理技術者は電気事故等、緊急時の連絡体制について明確にし、24時間受付対応を行うこと。
- ② 電気管理技術者は、連絡を受けた時は、原則として平日の通常勤務時間帯（8:30～17:15の間）にあっては1時間以内、その他の時間帯、休日・祭日の全時間帯においては2時間以内で当該事業所へ到着できる体制であること。
- ③ 電気管理技術者は、風水害・雷害の被害が予測される場合には迅速な対応ができる体制であること。

13 絶縁常時監視装置設置運用の取扱い

- (1) 委託者の低圧電気工作物の絶縁状態を監視する装置は、電気管理技術者が設置すること。
- (2) 委託者は絶縁常時監視装置を設置する場所の提供、電灯・電話配線など既存の施設利用について便宜を供する。
- (3) 絶縁常時監視装置及び設置工事に要する費用は、原則として電気管理技術者が負担すること。
- (4) 絶縁常時監視装置の保守は電気管理技術者が行い、その費用は電気管理技術者が負担することとし、委託者は装置を無断で移設、取外し、修理などを行わない。
- (5) 電気管理技術者は、絶縁常時監視装置の設定値の確認及び試験鉗による検知動作、及び委託者からの警報を電気管理技術者に自動伝送する場合の伝送試験を月次点検時に行い、設定値における誤差の試験を年次点検時に行うこと。
- (6) 電気管理技術者は、委託者から次に掲げる絶縁常時監視装置の警報を受信した場合は、委託者に連絡し電気工作物の異常の有無を確認するとともに警報発生の原因を調査し適切な

措置を講じること。

ア 自動伝送によるもの

① 警戒警報

警報動作電流（50mA）以上の漏えい電流が1分以上継続し、1時間に3回以上発生した場合の警報

② 警戒継続警報

警報動作電流（50mA）以上の漏えい電流が5分以上継続した場合の警報

イ 電話連絡によるもの

警報発生時に委託者から電気管理技術者へ電話で連絡する場合

(7) 電気管理技術者は、絶縁常時監視装置の警報の受信記録を3年間保存すること。

(8) 電気管理技術者は、本契約が失効した場合は、電気管理技術者の負担により、絶縁常時監視装置を撤去すること。

14 点検結果の報告

点検結果（事故・災害時の臨時点検も含む）を点検後速やかに委託者へ報告すること。

15 現地担当者

電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のため必要な事項を、電気管理技術者に連絡する責任者は以下のとおりとする。

| | | | |
|-----------------|-----|-----|-----------------|
| 鹿児島労働基準監督署 | 業務課 | 濱 田 | TEL099-214-9175 |
| 鹿児島公共職業安定所 | 庶務課 | 射手園 | TEL099-250-6061 |
| 川内公共職業安定所宮之城出張所 | | 今 村 | TEL0996-53-0153 |
| 国分公共職業安定所 | 庶務課 | 柳 田 | TEL0995-45-5311 |
| 加世田公共職業安定所 | 管理課 | 川 畑 | TEL0993-53-5111 |
| 伊集院公共職業安定所 | 管理課 | 竹 添 | TEL099-273-3161 |
| 大隅公共職業安定所 | 管理課 | 今 村 | TEL099-482-1265 |
| 出水公共職業安定所 | 管理課 | 下 田 | TEL0996-62-0685 |
| 指宿公共職業安定所 | 管理課 | 森 山 | TEL0993-22-4135 |

16 個人情報保護及び作業従事者（技術員）

- ① 本契約で知り得た事項は守秘義務を厳守し、情報の漏洩防止対策も万全を期すこと。
- ② 自社の作業従事者（技術員）及び本契約業務に関わるものに対して、業務上必要な事項についての指導及び教育を徹底すること。

17 請求及び代金の支払いについて

- (1) 当方の検査担当職員による検査に合格しなければ、代金は支払わない。
- (2) 業務を履行し、当方の検査担当職員による検査に合格したときは、請求書を「官署支出官鹿児島労働局長」（以下「官署支出官」という。）に提出し、代金の請求を行うこと。
- (3) 官署支出官は、適正な請求書を受領後、30日以内に指定された金融機関へ振り込むこととする。（免税業者については消費税の加算は行わないこと。）

18 再委託について

- (1) 契約に係る事務又は事業の全部を一括して第三者（電気管理技術者の子会社（会社法第2

条第3号に規定する子会社をいう。) を含む。) に委託することはできない。

- (2) 委託業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は、再委託してはならない。
- (3) 委託業務の一部を再委託する場合は、事前に再委託する業務、再委託先等を委託者に申請し、承認を受けること。
- (4) 再委託を行う場合は、その最終的な責任は電気管理技術者が負うこと。

19 その他

- (1) 見積もり額の積算にあたり、現地を確認する場合は、上記 15 現地担当者まで連絡すること。
- (2) 仕様書等についての疑義は、必ず見積書提出時までに解消しておくこと。
- (3) 落札者は、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (4) 仕様書等に示されていない事項及び業務遂行中に生じた疑義については、双方協議のうえ決定する。
- (5) 契約内容の不履行等の問題が生じた場合は、下記 20 担当者あてにその問題の内容について報告すること。
- (6) 契約内容の履行確認のため、あらかじめ業務責任者を選任し、氏名、生年月日、経歴書、業務に関して保有する資格者証（写）及び電気管理技術者との雇用関係を証明する書類について書面をもって下記 20 担当部署に通知すること。なお、業務責任者に変更があった場合も同様とする。業務責任者は定期的な現場の巡回や、作業報告書等の確認を行うとともに、当局からサンプル検査等の要請があれば、履行を客観的に証明する資料（作業報告書や写真等）を提出すること。

また、業務責任者は、各現場の状況を常に把握し、緊急事態発生時等に上記 15 現地担当者からの連絡を受けた際は、作業従事者（技術員）に適切な指示を与える等速やかに対応すること。

20 担当部署

鹿児島労働局総務部総務課会計第一係 担当者:永井野

鹿児島市山下町 13 番 21 号 鹿児島合同庁舎 2 階

電話:099-223-8275(内線 123)

| 官署名 | 電気管理技術者 |
|-----------------|---------|
| 鹿児島労働基準監督署 | |
| 鹿児島公共職業安定所 | |
| 川内公共職業安定所宮之城出張所 | |
| 国分公共職業安定所 | |
| 加世田公共職業安定所 | |
| 伊集院公共職業安定所 | |
| 大隅公共職業安定所 | |
| 出水公共職業安定所 | |
| 指宿公共職業安定所 | |

電気工作物の概要

| 名 称 | 最大電力 | 需 要 設 備 | | | | | | | 点検の実施回数及び頻度 | | | | 絶縁常時監視装置設置 | |
|--------------------------------|-------|---------|-------|--------|---------|-------|--------|---------------|---------------|---------------|------|----|------------|--|
| | | 受変電設備 | | | 小出力発電設備 | | | | 月次点検 | | 年次点検 | | | |
| | | 受電電圧 | 受電電力 | 設備容量 | 定格電圧 | 定格出力 | 定格容量 | 種類 | 受電 | 発電 | 受電 | 発電 | | |
| 鹿児島労働基準監督署 鹿児島市薬師1-6-3 | 90kW | 6,600V | 90kW | 125kVA | | | | | 6回 (隔月1回) | / | 1回 | / | 有 | |
| 鹿児島公共職業安定所 鹿児島市下荒田1-43-28 | 120kW | 6,600V | 120kW | 175kVA | | | | | 6回 (隔月1回) | / | 1回 | / | 有 | |
| 宮之城出張所 薩摩郡さつま町宮之城屋地2035-3 | 75kW | 6,600V | 75kW | 100kVA | | | | | 4回 (3ヵ月1回) | / | 1回 | / | 有 | |
| 国分公共職業安定所 霧島市国分中央1-4-35 | 78kW | 6,600V | 78kW | 105kVA | | | | | 4回 (隔月1回) | / | 1回 | / | 有 | |
| 加世田公共職業安定所 南さつま市加世田東本町35-11 | 105kW | 6,600V | 105kW | 150kVA | 210V | 5kW | 5kVA | 太陽電池 5kW | 6回 (隔月1回) | 6回 (隔月1回) | 1回 | 1回 | 有 | |
| 伊集院公共職業安定所 日置市伊集院町大田825-3 | 61kW | 6,600V | 61kW | 80kVA | | | | | 6回 (隔月1回) | / | 1回 | / | 有 | |
| 大隅公共職業安定所 曾於市大隅町岩川5575-1 | 47kW | 6,600V | 47kW | 60kVA | | | | | 4回 (3ヵ月1回) | / | 1回 | / | 有 | |
| 出水公共職業安定所 出水市緑町37-5 | 61kW | 6,600V | 61kW | 80kVA | 200V | 7.5kW | 7.5kVA | 太陽電池 7.5kW | 4回 (3ヵ月1回) | 4回 (3ヵ月1回) | 1回 | 1回 | 有 | |
| 指宿公共職業安定所 指宿市東方9489-11 | 75kW | 6,600V | 75kW | 100kVA | 100V | 10kW | 10kVA | 太陽電池 10kW | 4回 (3ヵ月1回) | 4回 (3ヵ月1回) | 1回 | 1回 | 有 | |

* 臨時点検は、必要に応じて実施すること。

* 電気工作物の設置、改造の工事期間の点検は週1回以上行うこと。

* 受託者の負担で絶縁監視装置の設置の場合には、常に正常に機能するように受託者が管理すること。

【 様 式 例 】

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
鹿児島労働局総務部長 ○○ ○○ 殿

所 在 地
名 称
代表者名

「令和 8 年度 鹿児島労働局管下 9 官署における自家用電気工作物保安管理業務」にかかる公募内容等の条件を満たす旨の意思表示について

当社は、貴局が公募する「令和 8 年度 鹿児島労働局管下 9 官署における自家用電気工作物保安管理業務」について応募したいので、その旨を表示します。なお、当社は、下記記載の事項について相違ないことを申し添えます。

記

- 当社は、予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しません。
- 当社は、予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しません。
- 当社は、厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間ではありません。
- 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働保険をいう。）に加入し、直近 2 年間について該当する制度の保険料について滞納しておりません。
- 経営の状況又は信用度が極度に悪化しておりません。
- 過去 1 年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されている者に該当しません。
- 当社は、仕様書の内容を確認しましたが、その内容について承諾をします。

| |
|-------|
| (担当者) |
| 氏 名 |
| T E L |